

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和8年2月20日 開会時間・午前・午後10時02分 閉会時間・午前・午後11時25分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	藤川 貴雄 花村 隆	
説明のために出席した者	國枝副市長 高橋総務部長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・3月定例会について ・その他 	

【開会＝午前 10 時 02 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。

本日の審議事項は、タブレットに格納したとおりであります。まず、3月定例会についての協議を行います。市長提出案件について、執行部から説明願います。

國枝副市長

令和8年2月27日開会の第1回羽島市議会定例会において、ご審議をお願いする付議案件についてご説明をいたします。

付議する案件の内訳は、専決処分の報告等が2件、人事案件が5件、令和8年度予算が8件、条例の一部改正等が13件、指定金融機関の指定が1件、令和7年度補正予算が3件、市道路線の変更が1件、以上の33件でございます。

議案書の4ページをお願いいたします。「報第1号 専決処分の報告について」です。

令和7年11月6日午後1時20分頃、羽島市内の路上において、公用車が後退した際、花壇コンクリートブロックに接触し、損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告するものです。

損害賠償額は12万2,100円で、相手方は岐阜市所在の法人です。また、過失割合は市10割でございます。

次に、5ページをお願いいたします。「承第1号 専決処分の報告並びにその承認について」です。6ページの「専第1号 令和7年度羽島市一般会計補正予算（第10号）」について、令和8年1月13日に専決処分をしましたので報告し、承認を求めるものです。

歳出予算に9,775万円を追加し、総額を288億6,377万4,000円としたものです。

補正内容は、ふるさと納税推進事業及び衆議院議員総選挙費でございます。財源は、県支出金及び寄付金等を充てたものです。

次に、16ページをお願いいたします。「諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。現委員の入山一さんの任期が、令和8年6月30日に満了となることから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、17ページをお願いいたします。「諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。現委員の炭竈豊さんの任期が、令和8年6月30日に満了となることから、引き

続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、議案書は別ファイルになりますが、議第1号から議第8号までの8件は、令和8年度羽島市一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算についてです。後ほど、令和8年度羽島市予算書及び令和8年度羽島市企業会計予算書をご覧ください。

なお詳細につきましては、後日開催いたします議案詳細説明会にて、担当部局長から説明させていただきます。

次に、議案書18ページをお願いします。「議第9号 羽島市監査委員の選任について」です。現委員の松岡滋さんの任期が、令和8年3月31日に満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものです。

次に、19ページをお願いします。「議第10号 羽島市固定資産評価審査委員会委員の選任について」です。現委員の田内重三さんの任期が、令和8年5月18日に満了となることから、新たに武藤篤さんを委員に選任したいので、議会の同意を求めるものです。

次に、20ページをお願いします。「議第11号 羽島市公平委員会委員の選任について」です。現委員の吉原りえさんの任期が令和8年6月26日に満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものです。

次に21ページをお願いします。「議第12号 羽島市監査委員条例の一部を改正する条例について」です。地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容といたしましては、法律の公布に伴い、当該条例中に引用している関係法令に条ずれが生じたため、条例中の引用箇所を改めるものです。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号の施行の日から施行するものです。

次に、23ページをお願いします。「議第13号 羽島市情報公開条例の一部を改正する条例について」です。公文書の公開請求において、公文書に第三者に関する情報が記録されている際の公開手続きの詳細等を定めるため、条例の一部を改正するものです。

今回の改正については、情報公開制度を運用していく上で、より適切な運用となるよう改善を図るものです。

主な改正内容といたしましては、現在、情報公開手続きにおいて、請求を受けた公文書に第三者の情報が記録されている場合、当該第三者の意見を聴くことができることとなっていますが、この規定を実施し、第三者の意見に反し

た開示決定等を行う場合は、第三者の権利利益の保護のため、公開決定日から公開を実施する日までの間に、少なくとも2週間を置くこととするものです。

また、情報公開審査会の審議期間、諮問から答申までの期間について、現在、諮問があった日の翌日から起算して60日以内に実施機関に報告するものとなっておりますが、内容によっては複数回審議を行う必要があることから、期間に弾力性を持たせるため、60日以内に実施機関に報告するよう努めるものとするものです。この条例は令和8年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、28ページをお願いします。「議第14号 羽島市行政手続条例の一部を改正する条例について」です。デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続きの通知を、公示送達によって行う場合の方法について、デジタル技術を活用して行うこととするものです。

具体的には、公示事項をインターネット等により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、または公示事項を庁舎内に設置したデジタルサイネージ等により閲覧できる状態に置く措置をとることによって、公示送達を行うものとするものです。この条例は令和8年5月21日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、33ページをお願いします。「議第15号 羽島市職員定数条例の一部を改正する条例について」です。消防機関の職員の定数を改定するため、条例の一部を改正するものです。改正の内容としては、市の消防機関の職員定数を88人から92人に増員するものです。この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

次に、35ページをお願いします。「議第16号 羽島市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例について」です。職員等がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立するため、条例を制定するものです。

内容としては、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとなります。

議案要綱の3ページをお開きください。

「1 相談窓口の設置」については、職員からの申し出に対応するため、ハラスメント相談員を設置するものです。

次に、「2 委員会の設置」において、申し出に対する調査を行い、解決等について審議するため、羽島市ハラスメント審議委員会を置くとともに、「3 審査会の設置」において、ハラスメントを行ったとされる者が市長等である事案等の処理等について審査するため、羽島市ハラスメント審査会を置くものです。

さらに、「4 対応措置」について、ハラスメントの事実が確認された場合に、行為者に対して行う処分について規定するものです。この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案書42ページをお願いします。「議第17号 羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」です。国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和7年8月人事院勧告を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容をご説明します。議案要綱4ページをお開きください。

「第1 羽島市職員の給与に関する条例の一部改正」についてです。

「2 通勤手当の改定」については、1か月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものです。

「3 期末手当の改定」及び「4 勤勉手当の改定」についてはボーナスの改定で、一般職員等の令和8年度以降の6月期及び12月期のボーナスの支給割合を同じ割合とするものです。

その他、第2において、常勤の特別職の職員の令和8年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合を同じ割合とするとともに、第4において、一般職の職員の期末手当の改定に伴い、会計年度任用職員の期末手当の準用において読み替える率を改正するものでございます。

なお、常勤の特別職職員の6月期及び12月期の期末手当の支給割合を同じ割合とする改定に伴い、この条例を引用する市議会議員についても同様の改定が行われることとなります。

この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

次に、議案書55ページをお願いします。「議第18号 羽島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」です。旅費の計算等に係る規定の見直し等を行うため、

条例の一部を改正するものです。主な改正内容をご説明します。議案要綱 5 ページをお開きください。

「1 旅費の種類等に係る規定の改正」についてです。鉄道賃の特急料金について、距離規定を廃止し、実態に応じた支給とするとともに、宿泊費について定額支給から上限付き実費支給とするものです。また、パック旅行商品代のための旅費種目を新設するものです。

次に、「2 旅費の支給対象の見直し」について、旅行代理店等に旅費に相当する金額を直接支払うことを可能にするものです。

その他、旅費の返納に係る規定を新設するものです。この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、議案書 84 ページをお願いします。「議第 19 号 羽島市基金条例の一部を改正する条例について」です。地方自治法第 241 条の規定に基づく基金を廃止するため、条例の一部を改正するものです。改正の内容としては、羽島市スポーツ振興基金を廃止するものです。

当該基金については、平成 28 年 3 月に設置され、スポーツ振興を図ることを目的に寄附された寄附金を、スポーツ振興に関する事業費に充ててきましたが、令和 3 年度以降は寄附金の積み立て実績がなく、本年度をもって基金の残高がなくなることから廃止するものです。この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

次に、86 ページをお願いします。「議第 20 号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」です。子ども・子育て支援納付金の追加による国民健康保険税の税率の見直し等に伴い、条例の一部を改正するものです。主な改正内容をご説明します。議案要綱 6 ページをお開きください。

「1 国民健康保険税率等の改正」についてです。(1) については、国民健康保険税に上乗せして徴収される、少子化対策、子育て支援のための新しい財源部分として、子ども・子育て支援納付金を追加し、その税率等を定めるものです。

また、(2)、(3)、及び(4)については、子ども・子育て支援納付金分に係る低所得者、未就学児及び出産被保険者の保険税の減額について規定するものです。

次に、「2 普通徴収の納付方法についての明文化」については、収納率向上を図るため、普通徴収の納付方法を原則として口座振替とするよう明文化するものです。

この条例は令和8年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、議案書 99 ページをお願いいたします。「議第 21 号 羽島市畜産諸手数料徴収条例及び羽島市家畜診療所設置条例を廃止する条例について」です。羽島市家畜診療所を廃止するため、条例を廃止するものです。

令和7年3月に市家畜診療所の獣医師が退職し、以降同診療所を休止し、岐阜県農業共済組合及び民間の獣医師による家畜診療体制をとり、検証を行ってきました。令和7年12月末までの検証の結果、診療体制に問題がないと確認ができたため、同診療所を廃止することとしたものです。

この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

次に、100 ページをお願いいたします。「議第 22 号 羽島都市計画事業駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について」です。羽島都市計画事業駅東土地区画整理事業が完了したため、条例を廃止するものです。

内容としては、令和7年10月に同土地区画整理事業における清算金の徴収事務が終了し、全ての事務が完了したため、条例を廃止するものです。この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

次に、101 ページをお願いいたします。「議第 23 号 羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」です。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、非常勤消防団員及び消防作業従事者等が公務上の災害によって被った損害を補償する補償基礎額について、引き上げを行うものです。

また、災害を被った団員等に配偶者や子等の扶養親族があった場合に支給される加算額について、その額を変更するものです。この条例は令和8年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものです。

次に、105 ページをお願いいたします。「議第 24 号 羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について」です。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、サウナ設備に新たに簡易サウナ設備を追加し、離隔距離、安全装置及び消火器具設置等について規定をするものです。簡易サウナ設備とは、屋外に設置

されるテント型で木製円筒形の構造を持つバレル型の設備を指します。また、従来の簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備と規定するものです。

さらに、住宅における火災予防を推進するため、感震ブレーカーの普及促進を明記するものです。この条例は令和8年3月31日から施行するものです。

次に、109 ページをお願いします。「議第 25 号 指定金融機関の指定について」です。羽島市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関を指定することについて、地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容としては、羽島市の指定金融機関について、現在の株式会社十六銀行から株式会社大垣共立銀行に変更するものです。指定期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 3 年間です。

次に、110 ページをお願いします。「議第 26 号 令和 7 年度羽島市一般会計補正予算（第 11 号）」についてです。歳入歳出予算の総額に 1 億 4,298 万 6,000 円を追加し、総額を 290 億 676 万円とするものです。補正内容は、子どものための教育・保育給付費です。財源は、国庫負担金等を充てるものです。

次に、115 ページをお願いします。「議第 27 号 令和 7 年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」についてです。歳入歳出予算の総額に 1,240 万 3,000 円を追加し、総額を 68 億 1,233 万 4,000 円とするものです。補正内容は償還金で、財源は繰越金を充てるものです。

次に、120 ページをお願いします。「議第 28 号 令和 7 年度羽島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてです。企業債の利率について、3.0%以内から 5.0%以内に補正するものです。

次に、121 ページをお願いします。「議第 29 号 市道路線の変更について」です。道路法の規定により、122 ページのとおり、砂入 2 号線を変更したいので、議会の議決を求めます。

以上で説明を終わります。なお、承第 1 号及び議第 26 号については、議会初日での承認及び議決をお願いしたいと思っております。初日に承認及び議決いただきましたら、引き続き、追加案件として議案を 3 件提出させていただきたいと存じます。

南谷佳寛委員長

ただいま初日議決の案件及び追加案件について何かご質

	<p>問はありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では引き続き追加案件について説明お願いいたします。</p>
國枝副市長	<p>議会初日に追加で提出させていただきます議案について、その概略をご説明いたします。お手元に現時点での原案としての議案書をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>追加議案書の3ページをお願いします。「報第2号 専決処分報告について」です。市が行った給食費に係る支払督促の申し立てに対し、相手方から督促異議の申し立てがあったため、給食費請求の訴えを提起しました。このことについて、4ページのとおり専決処分により定めましたので報告するものです。</p> <p>請求金額は11万9,190円で、請求の内容は令和4年度から令和6年度までの未払い給食費の支払いを求めるものです。</p> <p>次に、5ページをお願いします。「議第30号 令和7年度羽島市一般会計補正予算（第12号）」についてです。歳入歳出予算の総額に1億5,817万円を追加し、総額を291億6,493万円とするものです。</p> <p>補正内容は、減債基金積立金及び小学校施設改修事業等です。財源は、地方交付税、国庫補助金及び市債等を充てるものです。また、今年度内に終了しない9事業について、繰越明許費をお願いするものです。併せて、地方債の補正をお願いするものです。</p> <p>次に、18ページをお願いします。「議第31号 令和7年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてです。歳入歳出予算の総額に1億5,065万2,000円を追加し、総額を68億5,315万6,000円とするものです。</p> <p>補正内容は、介護サービス給付費です。財源は、国庫負担金及び支払基金交付金等を充てるものでございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>市長提出案件全体について何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>執行部は退出していただいて結構です。ありがとうございました。</p>

	〔執行部退席〕
南谷佳寛委員長	次に、請願について局長から説明をお願いいたします。
議会事務局長	昨日までに受け付けました請願は0件です。
南谷佳寛委員長	次に、陳情について局長から説明をお願いします。
議会事務局長	<p>昨日までに受け付けました陳情・要望は3件です。</p> <p>「陳情第1号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情」です。</p> <p>「陳情第2号 国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情」です。</p> <p>「陳情第3号 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」であります。</p> <p>この陳情の取り扱いにつきましては、従来どおり本会議場に写しを配付するというようお願いしたいと思います。</p>
南谷佳寛委員長	次に、議案の付託先について局長から説明を願います。
議会事務局長	<p>議案付託先案をご覧ください。副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は、専決処分の報告等2件、人事案件5件、令和8年度予算8件、条例の制定・一部改正等13件、令和7年度補正予算3件、指定金融機関の指定1件、市道路線の変更1件の計33件であります。</p> <p>こちら副市長から説明がありましたとおり、補正予算に関する議案2件につきましては、2月27日の開会日に質疑、委員会付託を省略し、討論・採決までお願いすることになります。その後、専決処分の報第2号、補正予算関係議案の議第30号及び議第31号の3件が追加提案されますので、追加議案提出後の議案数は34件となります。さらに、議員発議による条例案が1件ありますので、最終的な議案数は35件となります。</p> <p>また、付議される案件のうち、専決処分の報第1号及び報第2号と、人事案件の諮第1号、諮第2号、議第9号、議第10号及び議第11号の7件は委員会付託を省略いたし</p>

南谷佳寛委員長	<p>ます。したがって、議案の付託は総務委員会 13 件、民生文教委員会 2 件、産業建設委員会 4 件の計 19 件になります。</p> <p>なお、議第 1 号から議第 8 号までの当初予算の 8 件は、予算決算特別委員会へ付託することとなりますが、会議規則第 36 条に基づき、議決により付託することとなりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明にありました議員発議の提出者であります野口委員から、議案について簡単に説明を願います。</p>
野口委員	<p>「羽島市スポーツの推進によるまちづくり条例」につきまして、1 月 16 日から 2 月 16 日までの 1 か月間、パブリックコメントを実施させていただきました。パブリックコメントは 0 件でした。</p> <p>まずはパブリックコメントの周知に関し、広報広聴委員会、コミュニティセンター等への配布にご協力いただいた議員の皆さん、そして議会事務局の皆さんには感謝を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>パブリックコメントが 0 件でしたので、条例文の修正はございません。したがって、昨年 12 月に議員の皆様にお示した案のとおり発議をさせていただきたいと思っております。まだ賛同していただける方が少ないため、議会運営委員会終了後に議会事務局にて、ご賛同いただける方は署名をよろしくお願いいたします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>議員発議の 1 件を含め、事務局長から説明のあったとおりに付託してよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長 議会事務局長	<p>次に、会期日程について局長から説明を願います。</p> <p>会期は 2 月 27 日から 3 月 26 日までの 28 日間です。</p> <p>日程につきましては、初日の 27 日は議長から諸般の報告を願い、市長提出案件の説明後、初日は散会となります。</p> <p>3 月 1 日から 3 月 9 日までは休会とします。3 月 2 日及び 3 月 3 日に議案の詳細説明を行います。</p> <p>一般質問の通告者が 15 人でしたので、一般質問は 3 日間で、10 日から 12 日までとなります。</p> <p>13 日から 16 日までは休会で、17 日は議案質疑、委員会付託を行います。委員会付託を省略する 7 件のうち、諮第</p>

1号、諮第2号、議第9号、議第10号及び議第11号の5件は、討論・採決までお願いします。また、本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。

18日から25日までは本会議を休会とし、休会中の日程について、18日は予算決算特別委員会の総務関連質疑と総務委員会を開催します。

19日は予算決算特別委員会の民生文教関連質疑と民生文教委員会を開催します。

23日は予算決算特別委員会の産業建設関連質疑及び全体の討論・採決と、産業建設委員会をそれぞれ開催し、付託案件の審査をお願いします。

最終日の26日は委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきたいと思います。

最後に、代表質問につきましては、3月定例会は、清風クラブ、清和クラブ、清流政策研究会、自由クラブ、元気・羽島クラブ、公明党、新伸会、無所属の会、日本共産党羽島市議団、正統派クラブの順となりますのでよろしくお願い致します。

議員間討議につきましては、3月17日の議案質疑終了後に行っていただきますが、テーマの決定を3月3日の議案詳細説明後に行っていただきますのでよろしくお願い致します。

そのほか、質疑における連絡につきましては、別紙の日程案をご覧ください。議案質疑や委員会での質疑の連絡期限につきましては、それぞれ質疑等が行われる2日前の正午までとします。

具体的には、17日の議案質疑は2日前の13日金曜日まで、18日の予算決算特別委員会及び総務委員会は16日月曜日まで、19日の予算決算特別委員会及び民生文教委員会は17日火曜日まで、23日の予算決算特別委員会及び産業建設委員会は18日水曜日までとなりますのでよろしくお願い致します。

また、執行部への質問の連絡票につきましては、今回から統一様式を使用していただきますようよろしくお願い致します。

そのほかの会議についてですが、初日の27日金曜日の本会議終了後、正副委員長会議を開催し、行政視察に関する提言についての協議を行っていただき、各委員会・協議会でまとめる方向で進めていただきたいと考えております。その後、広報広聴委員会を開催し、5月発行の議会だよりの編集について協議します。

	<p>3月2日月曜日の議案詳細説明会終了後は、議会改革特別委員会を開催します。</p> <p>また、3月3日火曜日は議案詳細説明会終了後に全員協議会を開催し、本日の委員会での定例会以外の協議事項についての報告などを行い、その後、議員間討議を行っていただきます。</p> <p>また、市議会ハラスメント条例の制定及び市議会会議規則改正に係る発議についての議会運営委員会を議案質疑の日である3月17日火曜日を目処に開催していただき、最終日に条例案及び改正案を委員会から発議する方向で協議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>局長から説明のあったとおりに進めてよろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員	<p>3月2日、3日についてお伺いします。終了時刻はどれくらいになりますか。</p>
議会事務局長	<p>総務部からはまだ連絡は来ておりませんが、例年ですと3時半ぐらいにはなるかと思えます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、そのように取り計らうことといたします。その他、3月定例会について何かありますか。</p>
豊島委員	<p>先ほど事務局長からお話のあった、2月27日の初日に行われる正副委員長会議の目的と内容については了解しました。各委員会の最終的な締めくくりについては、提言などはいつごろを目処に統一するのでしょうか。</p>
議会事務局長	<p>協議していただくタイミングとしましては、議員間討議のテーマ決めするときなどもあるかと思えます。最終的にはそれぞれの常任委員会までにまとめていただくのがいいかと思えます。</p>
豊島委員	<p>27日の正副委員長会議で行うのは、支援の提言などについて協議をするのでしょうか。それとも、事務局から日程などの確認をしていただくだけでいいですか。</p>
議会事務局長	<p>27日には、各委員会で話し合っていていただき、最終日に提案を提出する形になるというお話をするのみです。あとは</p>

南谷佳寛委員長	<p>委員会ごとに話し合っていたいただき、その結果をまた最終日の全員協議会で全議員にお知らせしてから報告という形に、例年なっております。</p> <p>以上で3月定例会についての協議を終了いたします。</p> <p>次に、羽島市議会ハラスメント条例について協議いたします。同条例案についてはお手元に配付してありますとおり、若干修正がありましたので事務局より説明を願います。</p>
議会総務課員	<p>羽島市議会ハラスメント防止条例案をご覧ください。</p> <p>前回全員協議会でご承認いただいた案から、例規審査と職員の条例案が示されましたので、若干修正しました。基本的には職員の条例と齟齬が生じないような修正をしたのみで、内容について大きく変更はしていません。</p> <p>例えば1ページ目の第2条第4号に「派遣労働者」という定義を新設しました。</p> <p>こちらについては、執行部の条例で派遣労働者が定義されています。例えば総合受付の方や庁舎の掃除を行っている方々がハラスメントを受ける被害者になる可能性もあるということで、執行部の条例では定義されております。</p> <p>仮に議会の条例で定義をしないと、議員がそういった方々に対してハラスメントを行った場合、被害者はまず執行部側に相談をされます。その後、市長から議長に「議員が加害行為をしたため調査をしてくれ」と言われた際に、議会の条例で対象になっていないと審査ができないこととなります。条例上の建て付けに問題があるということで、追加をさせていただきました。</p> <p>また、第2条第2号の職員についても、同様に職員の条例に合わせないと齟齬が生じるということで改正させていただきました。</p> <p>次に、2ページ目の第3条にあるハラスメントの種類とその定義につきましても、同様に職員の方に合わせる形でないとなれば条例の運用上齟齬が生じるということで改正しました。それ以外の部分に関しては、細かい条例上の修正をさせていただきますという形になります。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ただいまの説明について何かご意見ございますか。</p>
河崎委員	<p>1ページ目から「職員等」と、「等」が追加されたのは、その派遣労働者の方が入ったという理由で「等」がついたという認識でよろしいですか。</p>

議会総務課員	<p>2 ページ目の第 9 号に「職員等」という言葉を新設させていただきました。これは条例の表記上の問題になりますが、毎回「職員及び派遣労働者」という言葉が条文に出てくると読みづらくなるため、「職員等」としてまとめさせていただきました。</p> <p>ただし、お答えとは別ですが、3 ページ目の第 4 条に「職員から議員に対するハラスメント」に関しては、「職員等」にはしていません。これについては、派遣労働者の方が加害者になることは想定していないためです。執行部の条例の方も派遣労働者が加害者になることは想定しておりませんので、ここについては「職員」のままですが、ほかの部分に関しては「職員等」という形で条例上見やすいようにさせていただきました。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかにご意見はありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、この最終案について 3 月定例会に議案を提出したいと思いますがよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>次に、羽島市議会会議規則の一部を改正する規則について、お手元に配付してあります新旧対照表のとおり改正したいと考えています。主な改正点は、会議録署名議員の指名を 2 人から「2 人以上」に改正し、指名する人数を 3 人に変更できるようにするものです。この改正案について何かご意見等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>それではこのとおりでよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>このように進め、先ほどのハラスメント条例と合わせ、全員協議会で報告し、局長の説明のとおり議案質疑の日に議会運営委員会を開催して、発議の有無や委員の署名などの手続きを行いたいと思います。</p>

議会総務課員	<p>次に、羽島市議会サイバーセキュリティを確保するための方針について、事務局より説明を願います。</p> <p>「羽島市議会サイバーセキュリティを確保するための方針」という資料をご覧ください。1ページ目から4ページ目までは国が作成した概要資料になりますので、こちらに沿って説明をいたします。</p> <p>まず1ページ目をご覧ください。これまでの地方公共団体における情報セキュリティ対策は、総務省が示したガイドラインに基づいて、各地方公共団体が独自の情報セキュリティポリシーを自主的に作成してきました。</p> <p>しかし、今後ますます自治体行政の電子化が進展していくことが想定される中で、より一層の情報セキュリティ対策の徹底を図るために地方自治法が改正され、令和8年4月1日からはサイバーセキュリティに関する方針を策定して公表することが義務化されました。</p> <p>3ページ目をご覧ください。「1. 策定の主体」にありますとおり、これまでは執行部だけがセキュリティポリシーを作成していましたが、議会もこの義務化された方針の策定対象となっております。</p> <p>4ページ目をご覧ください。「3. 自治法上の方針に規定すべき項目」として、こちらに記載がある1から9までの項目を全て網羅した方針を策定するように、総務省から指針が示されております。</p> <p>この指針に従い、また執行部では既にこの指針を網羅したポリシーを定めておりますので、そちらも参考にして、5ページ目から8ページ目までの「基本方針案」を作成いたしました。執行部のものから書き換えたのは赤字の部分だけで、それ以外は執行部のものをそのまま使用しています。</p> <p>この方針案で問題がなければ、3月中に全員協議会に諮り、国が定めた公表期限である4月1日までに市のホームページで公表したいと考えております。</p> <p>なお、今回の基本方針を策定しましたら、その方針に沿った具体的な対策基準を翌年度以降、策定してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ただいまの説明について何かご質問等はございますか。</p>
豊島委員	<p>4ページまでは国の指針ということで理解しました。5ページから議会の方針ということですが、5ページの第9</p>

議会総務課員	<p>号にある「BYOD 端末」についてお尋ねします。「議長が議会活動において使用することを認めた、議員が私的に購入した情報通信機器及びその付属品をいう」とありますが、これについて少し詳しい説明をお願いします。</p> <p>まさに河崎委員や野口委員が使っていらっしゃるような私物端末のことです。私が着任する前ですが、私物のパソコンを使ってもいいという規定が整備され、申請を受け付けて許可を出せば使用可能となっています。そういった議会が認めた、私的に購入されたパソコンのことを指します。</p>
南谷佳寛委員長	<p>「BYOD 端末」というのは何を指す言葉でしょうか。</p> <p>〔「ブリング・ユア・ OWN ・ デバイスの略」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかによろしいですか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、この方針についても全員協議会で協議いただき、定めていきたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>次に、議会基本条例の達成状況に関する評価点検について協議いたします。</p> <p>本日は全議員から提出いただきました検証結果を集計し、議会としての取りまとめを行っていききたいと思えます。</p> <p>お手元には総括表として、あらかじめタブレットに配付してあります各議員の採点を取りまとめた評価と、自由記述欄への記述を列記しております。併せて評価コメント欄には、市議会としての総括及び今後の課題や取り組んでいくことについて考え方を挙げさせていただいております。皆様のご意見がございましたら発言を願います。</p>
豊島委員	<p>日本語の表現について訂正をお願いしたい箇所があります。7 ページの第 10 章の真ん中あたりに「議会運営委員会でないので委員会に期待する」という記述があります。これは「議会運営委員会の委員でないので」の誤りではないかと思えます。</p>

南谷佳寛委員長	<p>ほかに訂正箇所はありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>会議後に熟読していただき、今のような箇所がありましたら、事務局にいつまでに言えば訂正が可能ですか。</p> <p>〔「3月3日の全員協議会までをお願いします」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、3月3日の全員協議会の前までに、気がついたところがありましたらご連絡ください。内容自体を変えるわけにはいきませんので、誤字脱字など簡単に訂正が効くところだけでお願いいたします。</p> <p>では、この協議結果をもとに全員協議会で協議し、議会としての評価として取りまとめ、ホームページなどで公表していきたいと考えますが、ご意見などがございましたらご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>議長、何かありますか。</p>
後藤國弘議長	<p>一度休憩してからお話ししたいことがあります。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかに何かありますか。</p>
豊島委員	<p>先般、市の方から予算の概要や新規・拡充事業についての発表があり、拝見しました。詳細はまだ見ておりませんが、議会のことだけ申し上げたいと思います。</p> <p>先般いただいた資料を見て、議会関係費が大きく減少しております。これについて、羽島市の予算全体が膨れ上がっていますが、なぜ議会費が対前年比でこれだけ少なくなっているのか。</p> <p>お尋ねしたいのは、なぜここまで減ったのか、この議会関係予算の計上にあたって、議長や副議長への相談はあったのか、または了解されているのかという点です。</p> <p>そうでないと、本会議の議案質疑などで質問した場合、誰が答弁するのかという問題になります。議員がそんな場で質問するなんて恥ずかしいことはできません。ルールの的にはできても、おかしい話ですから。</p>

議会事務局長	<p>その点についてお分かりになれば教えてください。過去の話ですが、予算計上に際しては議長等へ相談をされていたと耳にしたことがあります。</p> <p>主な減額の理由につきましては、議員共済会の負担金が大きく減っております。</p> <p>また、議会だよりにつきましても、業者から提出いただいた見積書に基づいて算定しておりますが、その見積金額自体が前年と比較して価格が下がっていたため、議会だよりの予算もそれにより減額しております。</p> <p>主な理由は以上の2点になります。詳細な説明につきましては、議案詳細説明でさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、議長には報告をさせていただいております。</p>
豊島委員	<p>詳細説明でご説明いただけるとのことですし、議長に説明をしてあるということでしたので結構です。</p>
南谷佳寛委員長	<p>そのほかにはよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>それでは、11時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: center;">〔休憩後再開〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>議長、何かありましたらお願いいたします。</p>
後藤國弘議長	<p>先日、栗津議員の一般質問における発言の根拠資料について、皆さんにご審議いただきました。「いつ、どこで、誰が、何を言ったか」という基本的な記載がなされていないということで、これを再度提出するように事務局から栗津議員にお願いしたところでした。その詳細を局長から説明していただきたいと思います。</p>
議会事務局長	<p>事務局から栗津議員にお伝えしました内容につきましては、まず、議長が諮問した議会運営委員会で栗津議員の文書の取り扱いを協議した結果、根拠として提出された文書には「いつ、どこで、誰が、何を」といった詳細が書かれていなかったため、誰に聞かれたのか等をしっかり記載して再提出するようという結論になりました、ということをお話ししました。</p>

それ以外にも、「示されないと栗津議員の発言が根拠のないものになってしまいますよ」といった話や、「自分の発言が正しいということを証明するためにも根拠を示された方がいいのでは」といった話をしました。

また、「総務省や県の担当者も公務で話してみえるのだから、個人情報漏洩には当たりませんよ」ということ、そして「名前が出せないのであれば、せめて部署を記載してください」という話をお伝えしました。

それに対しまして、栗津議員は、「誰に何を言われようが言わない。部署も言わない」と言われました。「違う人が違う聞き方をしたら、相手の答えも違ってきてしまうので言わない。言わないけれども、自分が一緒にそこに連れていきます」といったこと、また「好きなようにしてくれればいい」ということを発言されまして、結果、再提出はしていただけませんでした。

南谷佳寛委員長

ということですが、どのように取り扱ったらよろしいでしょうか。

豊島委員

前回の議会運営委員会で野口委員が言われたように、このようなことでしたら、まさに議長、副議長、そして議会運営委員会の委員長に処理を一任するというところで、これはそれでいいです。

局長の話のとおりだと思います。相手方が公務であれば、私は県の方々や他所の方々とお会いしたときでも、事例はあまり出せませんが、羽島市の生活保護関係で問題がある宿舎の関係で、他の議員と一緒に県の課長級とも話をしました。これはもう10年以上前になりますが、全部それは公開ですので名前は向こうも出します。名刺までもらいますし、こちらもお出します。

それは公務ですから、このことは出せないと言われるのであれば、これは公文書でもないし、公式発言でもないことになります。もうこれ以上進まないのであれば、まさに終わりではないですか。出せないと言われたのであれば。

後藤國弘議長

これは執行部側から議会に対して返事を出すようにと言ってきていますので、その返事をしないとイケません。その案と言いますか、そういったものをとりあえず作っていただいたので、このように執行部側に回答をさせていただくとともに、栗津議員にはこのように注意をしていきたいと思っております。

河崎委員	<p>執行部側と栗津議員側にはこの文書でいいと思うのですが、議会という場で、あのような発言があった中で、「根拠を示しますよ」と言いながら根拠は示せなかったというこの事態に対して、こういったことがありましたという経過や事態をホームページなどで公表するのですか。</p> <p>つまり、議場で話をしたことの結論が誰も見えない状態で終わってしまうのではないかということです。</p> <p>〔「これまでの議会運営委員会の議事録を見ていただくとか」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島委員	<p>河崎委員の質問に対する回答もあると思いますが、もう1点違う点から申し上げます。本会議場で栗津議員に対して副市長か市長が反問権を行使されました。</p> <p>過去に各務原市議会で、今の市長が反問権というのをあまり使われていない時代に使われたのですが、質問された議員は発言を撤回されました。なぜかと言ったら、その根拠を回答できなかったからです。</p> <p>例えば同僚議員でも、道路の件で県土木整備部長に聞いてきたとか明解ですから。それを出さないと、今のような質問だと反問権なんか使えませんから。</p>
南谷佳寛委員長	<p>2人の意見をまとめると、あの議場でのことは何だったのかということになると思います。議事録もそこまでで止まっているのはおかしいので、議事録にきちんと残したほうがいいと思うんですが。</p>
安藤委員	<p>やはり先ほど豊島委員が言われたように、この発言に対して栗津議員から撤回を求めていただくと。何か対応しないとまた同じことを繰り返すので。この反問権に対する答えを議会で答えてもらうべきだと思います。</p>
後藤國弘議長	<p>今後のことに関して、栗津議員には今後、総務省から聞いたとか、県から聞いたということ根拠として質問される場合は、根拠を示せないのであれば質問はしないように注意して、やめさせる方向で行きたいと思っております。</p> <p>昨年の12月議会で何か処分しなければいけないとなると、文書注意か口頭注意くらいしかないかなと思ってます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかにご意見はございますか。</p>

	〔発言する者なし〕
南谷佳寛委員長	<p>私から言わせていただきたいと思います。本当に何回も同じことが起きると思いますので、懲罰委員会には日にちが経っていて諮問できないということなら、厳重な注意文書を議長から出していただいて、今後このようなことがないようにしていただきたいと思います。それでよろしいですか。</p> <p>〔「この文書でいいかどうか諮っていただければ」と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「議長はこの文書でいいと思っけていますか」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘議長	<p>これでいいと思っけています。文書は直接渡したいと思っけています。</p>
南谷佳寛委員長	<p>それではそのようにしたいと思っけています。副議長、何かありますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11 時 25 分】</p>